

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 6 年 7 月 1 9 日
契 約 業 者 名	工建設 (株)
契 約 業 者 の 住 所	千葉県千葉市中央区南町 2 - 1 3 - 1 2
工 事 の 名 称	R 5 圏央道多古地区改良その 2 0 工事
工 事 場 所	千葉県香取郡多古町一畝田地先外 1 箇所
工 事 種 別	一般土木工事
工 事 概 要	道路土工 1 式 地盤改良工 1 式 法面工 1 式 舗装工 1 式 石・ブロック積 (張) 工 1 式 排水構造物工 1 式 応急処理工 1 式 構造物撤去工 1 式 構造物取壊し工 1 式 運搬処理工 1 式 仮設工 1 式 工事用道路工 1 式 交通管理工 1 式
工 期 (自)	令和 6 年 4 月 1 5 日
工 期 (至)	令和 7 年 2 月 2 8 日
変 更 前 の 契 約 金 額	1 4 3 , 0 0 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 1 , 4 1 9 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	1 4 4 , 4 1 9 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 新積算基準特例措置の適用 本工事は、「令和 6 年 4 月より適用する「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」等に係る取扱いについて (令和 6 年 2 月 2 8 日付け国会公契第 2 9 号、国官技第 3 7 2 号、国道国技第 1 9 8 号、国北予第 2 2 号)」の通知に基づく対応が可能な工事である。 令和 6 年 3 月 2 9 日付けで工事受注者より上記、特例措置に基づく変更の請求があったため、工事請負契約書第 6 2 条に基づき協議を行い、契約変更を行うものである。

(第2回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 6 年 9 月 1 8 日
契 約 業 者 名	工建設 (株)
契 約 業 者 の 住 所	千葉県千葉市中央区南町 2 - 1 3 - 1 2
工 事 の 名 称	R 5 圏央道多古地区改良その 2 0 工事
工 事 場 所	千葉県香取郡多古町一畝田地先外 1 箇所
工 事 種 別	一般土木工事
工 事 概 要	道路土工 1 式 地盤改良工 1 式 法面工 1 式 舗装工 1 式 石・ブロック積 (張) 工 1 式 排水構造物工 1 式 応急処理工 1 式 応急作業 1 式 構造物撤去工 1 式 構造物取壊し工 1 式 運搬処理工 1 式 仮設工 1 式 工事用道路工 1 式 交通管理工 1 式

変 更 理 由	2.3法面工 5号調整池の減工により、法面工を変更（減）する。 2.4舗装工 5号調整池の減工により、コンクリート舗装工・砕石舗装工を変更（減）する。 2.5石・ブロック積（張）工 5号調整池の減工により、作業土工・コンクリートブロック積を変更（減）する。 2.6排水構造物工 5号調整池の減工により、作業土工・放流施設工・流入施設工・側溝工・管渠工・集水枳工・マンホール工・場所打水路工・運搬処理工を変更（減）する。 2.7構造物撤去工 5号調整池の減工により、構造物取壊し工・運搬処理工を変更（減）する。 2.8仮設工 5号調整池の減工により、敷鉄板を変更（減）する。 2.9共通仮設費 5号調整池の減工により、運搬費・技術管理費を変更（減）する。 3. 工期 工期は令和7年2月28日までとし、変更しない。 また、指定部分の完成期間は、令和6年12月27日までとする。
------------------	---